

# 高知県の人権について



全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり



県民の方々に身近に存在している人権問題に気付いていただくことを目的に、毎年高知県人権施策基本方針に掲げる同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、感染症患者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認、ハラスメント等の様々な人権課題について、課題や相談・対応件数、人権尊重への取組などをとりまとめ、県人権・男女共同参画課のホームページで公表しています。

この冊子は、ホームページに公開した「高知県の人権について」の概要版です。



各相談窓口・支援機関一覧

「高知県の人権について」ホームページ

令和8年〇月  
高知県



※各人権課題に相談窓口を記載していますが、詳細な相談窓口は、上記のQRコードからアクセスしてください。

※この概要版は、ホームページから抜粋して、掲載しておりますので、詳しくはQRコードからホームページ版をご覧ください。



### 3. 子ども

「児童の権利に関する条約」では、子どもがひとりの人間として大人と同様に様々な権利を持つ主体であることを明確にしています。また、日本では「こども基本法」において、子どもが個人として尊重されて基本的人権が保障されることや、子どもが生涯にわたって健やかに成長することができる社会を目指すこととしています。「児童福祉法」においても、子どもが権利の主体であることが位置づけられ、本県でも、子どもの健やかな成長発達を支援する体制づくりや、子どもの権利擁護の取組等を進めています。

児童相談所における児童虐待相談件数及びその内訳

単位：件

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受付件数	799	655	726	650	577
対応件数	583	452	501	448	420
全国の対応件数	205,044	207,660	214,843	225,509	未発表

※対応件数は、相談受理後に調査し、虐待と認定し対応した件数

※6年度は、速報値

#### 相談窓口の抜粋

機関名	相談時間	連絡先
高知県中央児童相談所 ※虐待通告については24時間対応	来所相談（原則予約相談） 電話：月～金 8:30～17:15 （年末年始、祝日を除く）	088-821-6700
高知県幡多児童相談所 ※虐待通告については24時間対応	来所相談（原則予約相談） 電話：月～金 8:30～17:15 （年末年始、祝日を除く）	0880-37-3159



### 4. 高齢者

我が国は現在、出生率の低下による少子化と平均寿命の伸びによる高齢化が進行しています。令和7年5月1日現在の人口推計における本県の65歳以上の高齢人口は、約239千人で、県人口の36.9%を占め、県民の2.7人に1人が65歳以上という高齢社会を迎えています。

県では、令和6年3月に「高知県高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業支援計画」を策定し、高齢者の権利擁護に向けた取組等を推進しています。

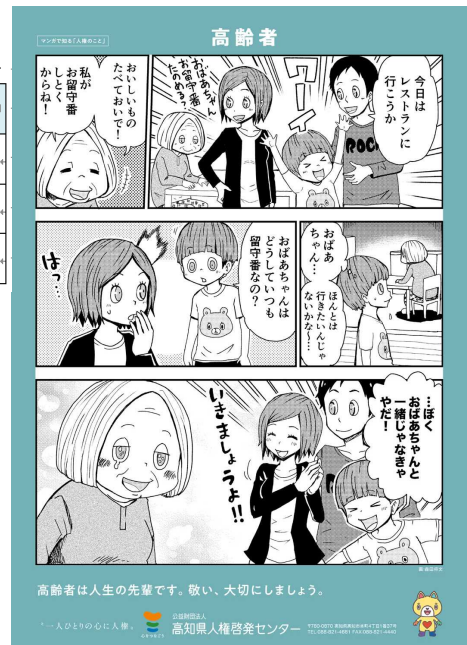
高齢者に関する相談件数

単位：件

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総数	575	525	434	451	408
うち人権に関すること	2	0	3	3	4
うち虐待に関すること	7	11	11	17	8

#### 相談窓口の抜粋

機関名	相談時間	連絡先
高知県高齢者・障害者権利擁護センター 一般相談	月～金 9:00～16:00 （年末年始、祝日を除く）	088-875-0110
高知県高齢者・障害者権利擁護センター 法律相談（予約制）	毎月第1・3木曜日 13:00～15:00 （年末年始、祝日を除く）	088-875-0110



## 5. 障害者

県では、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」（平成9年）の制定や、共生社会の実現を目指して「第3期高知県障害者計画」（令和5年3月）を策定し、「障害福祉計画」や「日本一の健康長寿県構想」に基づく取組などとあわせて、障害のある人が、地域で安心して日常生活や社会生活を営むことができるための施策を推進しています。

### (1) 障害者差別解消法に関する相談件数

単位：件

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
不当な差別的取扱い	1	2	1	3	4
合理的配慮の不提供	9	3	8	6	6
環境の整備	1	2	3	1	6
上記分類の複合案件	-	-	-	-	3
総数	11	7	12	10	19

※県・市町村集計

### 相談窓口の抜粋

機関名	相談時間	連絡先
高知県高齢者・障害者権利擁護センター	月～金 9:00～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-850-7770
高知県子ども・福祉政策部 障害福祉課	月～金 9:00～17:15 13:00～16:30 (年末年始、祝日を除く)	088-823-9837



## 6. 感染症患者等

エイズは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）による感染症です。まだ完治させる方法は見つかりませんが、医学の進歩により、適切な治療をすることでエイズの発症を抑え、感染する前とほぼ同じように生活することができるようになりました。しかしながら、今でも感染経路に関する誤った知識や誤解から、就労をはじめ日常生活において、患者や感染者を差別や偏見で苦しめてしまうことがあります。

### 相談件数（各保健所）

単位：件

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
HIV相談件数	59	30	63	114	67

### 相談窓口の抜粋

機関名	相談時間	連絡先
安芸福祉保健所	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	0887-34-3177
中央東福祉保健所	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	0887-52-4594
中央西福祉保健所	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	0889-22-1249
須崎福祉保健所	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	0889-42-1875
幡多福祉保健所	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	0880-34-9056





## 9. インターネットによる人権侵害

インターネットを悪用した誹謗中傷や、掲示板等への差別的な書き込みなど、その匿名性、情報発信の容易さを逆手に取った人権侵害が続いています。令和6年5月には、インターネット上の誹謗中傷等違法・有害情報の流通の問題に関し、いわゆる「プロバイダ責任制限法」について、大規模プラットフォーム事業者に対して、対応の迅速化や運用状況の透明化の義務付けなどを内容とする改正法が成立・公布され、その通称も「情報流通プラットフォーム対処法」に改められました。（令和7年4月施行）

インターネット上の人権侵害情報に係る人権相談（1～12月：高知地方法務局）

単位：件

	2年	3年	4年	5年	6年
相談件数	34	35	28	11	37

インターネットを悪用した人権侵犯事件（1～12月：高知地方法務局）

単位：件

	2年	3年	4年	5年	6年
人権侵犯件数	28	5	1	2	1

※本人等からの申告を受けて法務局が調査した件数

### 相談窓口の抜粋

機関名	相談時間	連絡先
高知地方法務局人権擁護課 (みんなの人権110番)	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	0570-003-110
高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-823-9804



## 10. 災害と人権

県では、東日本大震災など過去の災害での人権侵害の事例を教訓として、要配慮者への配慮や、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への留意に関する取組を進めています。

	R5	R6
災害ボランティア活動支援（研修会の実施）	3回	3回
聴覚障害者を対象とした情報保障ボランティア	146人	74人
女性防災プロジェクト	6回 延88人	5回 延221人

### 相談窓口の抜粋

機関名	相談時間	連絡先
(公財) 高知県人権啓発センター	月～金 8:30～12:00 13:00～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-821-4681



# 11. 性的指向・性自認

性的指向（どのような性別の人を好きになるか）は人によって様々に分かれています。同性愛者・両性愛者や、生物学的な性と性自認（自分の性をどのように認識しているか）とが一致しない人（いわゆるトランスジェンダー）などは、ある企業の調査によると、人口の8.9%と算出されています。

## 相談件数

	R 5	R 6
こうち男女共同参画センター「ソーレ」	17件	6件
人権啓発センター	5件	

## 相談窓口の抜粋

機関名	相談時間	連絡先
こうち男女共同参画センター「ソーレ」（にじいろコール）	毎月第4土曜日 13:30～16:30	0120-56-2416



# 様々な人権課題

## I 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難性等、社会復帰を目指す人々たちにとって、現実には厳しい状況にあります。

保護観察所等からの依頼・相談件数（地域生活定着支援センター）

単位：件

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特別調整	コーディネート	12	12	14	13	14
	フォローアップ	22	23	21	19	19
相談支援		22	14	12	9	18
計		56	49	47	41	49

※特別調整とは、退所後の適当な帰住予定地が確保されていない者を対象に帰住予定地の確保も含めた生活環境の調整を行うことです。

## II 職場におけるハラスメント

職場におけるハラスメントについては、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することへの妨げになるものです。

高知労働局雇用環境・均等室への相談件数

単位：件

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
いじめ、嫌がらせ・パワハラ※	606	598	697	897	838
セクシュアルハラスメント	36	45	52	51	54
マタニティハラスメント	33	26	31	66	51

※令和4年4月1日から労働施策総合推進法のパワハラ防止措置等に関する規定が全面適用となったことから、令和4年度からは、パワハラ相談の件数を含んでいます。

## 相談窓口の抜粋

機関名	相談時間	連絡先
高知労働局雇用環境・均等室	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-885-6041
高知県労働委員会	月～金 8:30～12:00 13:00～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-821-4645

# 人権全般の取組について

- ・高知県人権尊重の社会づくり条例  
同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組を推進し、真に人権が尊重される社会づくりに寄与することを目的として、平成10年3月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。
- ・高知県人権施策基本方針  
あらゆる人権問題の解決に向けて、人権教育・啓発の推進や個別の人権課題ごとの推進方針などを定めた「高知県人権施策基本方針」を平成12年3月に策定しました。この基本方針は社会状況の変化に伴う人権課題に対応していくため、平成26年3月に第1次改定を行い、これ以降は、5年ごとに改定を行うこととし、平成31年3月に第2次改定を、令和6年3月に第3次改定を行いました
- ・人権に関する県民意識調査  
人権についての県民の意識を把握し、今後の人権施策を推進していくうえでの基礎資料とすることなどを目的として、5年ごとに「人権に関する県民意識調査」を実施し（直近の調査は令和4年度）、その結果を県人権・男女共同参画課のホームページで公表しています。

## ■人権啓発に関する主な取組

### ・人権啓発フェスティバル開催事業

人権週間（12月4日～10日）を周知するとともに、私たちのまわりにある様々な人権問題について、県民が関心を持ち理解を深めることができるよう、「明るく、楽しく」を基本とした啓発の場を提供することで、県民の人権意識の高揚を図ることを目的として開催しています。



## 高知県人権啓発センターの取組

高知県人権啓発センターでは、自治体や地域住民・企業・団体などが実施するさまざまな研修や学習の場に研修講師を派遣する事業を行っています。

近年、すべての企業へのハラスメント対策の義務化や、障害のある方への合理的配慮の提供の義務化など、制度や法令等において人権擁護の取り組みが進んでいます。私たち一人ひとりが、人権感覚や人権意識を高めていくことが必要となっています。

高知県人権啓発センターでは、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題に対する県民の理解と認識を深めるため、自治体や企業等各種団体が行う人権啓発研修に講師を派遣しています。人権研修をお考えの際は、ぜひ、ご利用ください

研修スケジュール等詳しくはこちらから



## 研修テーマの例

研修のテーマは様々です。分かりやすく具体的に学べます。  
(研修・プログラムの所用時間等についてはご相談ください)

### ハラスメント問題

パワハラ、セクハラ、マタハラなどの実態と防止に向けて必要な取り組みを解説。企業向けには、ビジネスと人権やカスハラなどを盛り込んだ内容も実施しています。

### 同和問題

同和問題の歴史的経過やこれまでの解決に向けての取り組み、現状を動画等を使い解説。「部落差別解消推進法」の内容についても説明します。

### 障害者の人権

「障害者差別解消法」で求められている「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供義務」などについて、分かりやすく解説します。